

## 令和7年度産ばれいしょ消費地会議

2月16日に東京の東京シティ青果株式会社、17日には石川県の丸果石川中央青果株式会社にて、ばれいしょ消費地会議を行いました。会議では、令和7年度産ばれいしょの生産概況や今後の出荷計画について協議しました。

今年度のばれいしょは10月上旬から植付けが始まりましたが、11月までは高温・乾燥傾向で推移したことから、そうか病の発生が多く見られている状況です。また、2月の霜害が原因で大きな被害を受けており、生産量が大幅減となる見込みであることを伝えました。

今後の出荷計画としては、生産概況に鑑みると出荷時期が5月までずれ込む見通しになるが、4月下旬以降は他産地と競合になることから早期出荷を提案されました。現在の被害状況や生育状況を把握した上で、生産者に肥大促進剤等の活用を周知し、販売単価の良い4月中に出荷を目指していきます。



## 組合員資格をもう一度ご確認ください

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

### ◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ② 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

### ◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

